

四日市市青年就農給付金給付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年6月30日

四日市市長 田中俊行

四日市市規則第53号

四日市市青年就農給付金給付規則の一部を改正する規則

四日市市青年就農給付金給付規則（平成25年四日市市規則第3号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（給付要件等）</p> <p>第2条 給付金の給付は、次の各号に掲げる要件をいずれも満たす者（以下「給付対象者」という。）に対し、予算の範囲内で行う。</p> <p>(1)から(8)まで (略)</p> <p>(9) <u>平成23年4月以降に農業経営を開始した者であること。</u></p>	<p>（給付要件等）</p> <p>第2条 給付金の給付は、次の各号に掲げる要件をいずれも満たす者（以下「給付対象者」という。）に対し、予算の範囲内で行う。</p> <p>(1)から(8)まで (略)</p> <p>(9) <u>平成22年4月以降に農業経営を開始した者であること。</u></p>
<p>（給付金額及び給付期間）</p> <p>第3条 給付金の額は、経営開始初年度は、給付期間1年につき青年就農者1人あたり150万円を給付し、経営開始2年目以降は、給付期間1年につき1人あたり350万円から前年の総所得（農業経営開始後の所得に限り、給付金を除く。<u>以下同じ。</u>）を減じた額に5分の3を乗じて得た額（1円未満は切捨て）を給付する。ただし、前年の総所得が100万円未満の場合は50万円を給付する。</p>	<p>（給付金額及び給付期間）</p> <p>第3条 給付金の額は、経営開始初年度は、給付期間1年につき青年就農者1人あたり150万円を給付し、経営開始2年目以降は、給付期間1年につき1人あたり350万円から前年の総所得（農業経営開始後の所得に限り、給付金を除く。）を減じた額に5分の3を乗じて得た額（1円未満は切捨て）を給付する。ただし、前年の総所得が100万円未満の場合は150万円を給付する。</p>

2 給付金の給付期間は、最長5年間（平成27年度以前に経営を開始した者にあっては、経営開始後5年度目分まで）とする。

3 及び4 （略）

（青年等就農計画等の承認）

第5条 市長は、前条の申請があった場合において、その内容を審査し、当該計画を適當と認めたときは、計画の承認を行い、青年就農給付金青年等就農計画承認書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。この場合において市長は、審査に当たっては、県等の関係機関や指導農業土等の関係者による面接等の実施により行うものとする。

（就農状況報告等）

第11条 （略）

2 市長は、前項の報告書を受け付けときは、三重県等の関係機関や指導農業土等の関係者と協力し、給付金を給付している期間、青年等就農計画等に即して計画的な就農ができているかどうか実施状況を確認し、必要な場合は、関係機関や指導農業土等の関係者と連携して適切な指導を行うものとする。

3 （略）

4 市長は、受給者の営農上の諸課題の相談に応じる体制を整備するものとす

2 給付金の給付期間は、最長5年間（平成26年度以前に経営を開始した者にあっては、経営開始後5年度目分まで）とする。

3 及び4 （略）

（青年等就農計画等の承認）

第5条 市長は、前条の申請があった場合において、その内容を審査し、当該計画を適當と認めたときは、計画の承認を行い、青年就農給付金青年等就農計画承認書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。この場合において市長は、審査に当たっては、県等の関係機関を含めた関係者で面接等の実施により行うものとする。

（就農状況報告）

第11条 （略）

2 市長は、前項の報告書を受け付けときは、三重県等の関係機関と協力し、給付金を給付している期間、青年等就農計画等に即して計画的な就農ができているかどうか実施状況を確認し、必要な場合は、関係機関と連携して適切な指導を行うものとする。

3 （略）

る。

(住所等変更報告)

第16条 給付金受給者は、給付期間内
及び給付期間終了後3年間に氏名、居
住地、電話番号等を変更した場合は、
変更後1月以内に、住所等変更届（第
14号様式）を市長に提出しなければ
ならない。

(住所等変更報告)

第16条 給付金受給者は、給付期間内
及び給付期間終了後3年間に居住地、
電話番号等を変更した場合は、変更後
1月以内に、住所等変更届（第14号
様式）を市長に提出しなければなら
い。

第5号様式を次のように改める。

第5号様式（第8条関係）

年　月　日

四日市市長

住 所

氏 名

印

青年就農給付金給付申請書

青年就農給付金の給付を受けたいので、四日市市青年就農給付金給付規則第8条の規定に基づき下記のとおり申請します。

記

給付金の給付申請金額	円
給付対象期間	年　月　日～年　月　日
今回申請する給付金の対象期間	年　月　日～年　月　日
生活費の確保を目的とした他の事業による給付（例：生活保護制度、雇用保険制度（失業手当）等）	<input type="checkbox"/> 給付されている <input type="checkbox"/> 給付されていない

添付書類※

- ・農地及び主要な農業機械・施設の一覧及び契約書の写し
- ・身分を証明する書類（運転免許証、パスポート等の写し（夫婦で給付申請する場合はそれぞれの書類））
- ・離職票の原本（提示が可能な場合）
- ・税務署等の收受印のある確定申告書の写し（前年の所得証明書発行以前に給付申請を行う場合）

※2回目以降の申請については、前回から変更がない場合は添付しなくてもよい。

第8号様式を次のように改める。

第8号様式（第11条関係）

年　月　日

四日市市長

就農状況報告書（経営開始　年目・受給開始　年目　前半・後半（～月分））

住 所

氏 名

印

四日市市青年就農給付金給付規則第11条第1項の規定に基づき、就農状況報告書を提出します。

1. 営農実績報告

作物・部門名		作付面積（a）・飼養頭羽数等	
合 計			
家 族 労 働 力	氏 名		農業従事日数
雇用労働力		(人／日)	

2. 経営規模の報告

経営耕地	区分		面積（a）	
	所有地			
	借入地			
作業受託	作目	作業内容	実績	

3. 前年の所得 *1

	万円
--	----

4. 農業経営基盤強化準備金（どちらかにチェックする。）

	積み立てている
	積み立てていない

農業者が、経営所得安定対策等の交付金を農業経営改善計画などに従い、「農業経営基盤強化準備金」として積み立てた場合、この積立額について、個人は必要経費に、法人は損金に算入できる制度。

5. 地域の相談体制について

相談する相手	左の者に相談する頻度 (当てはまる頻度のうちいずれかにチェックする。)			
	週1回 ～それ以上	月1 ～2回程度	2、3か月に 1回程度	相談してい ない
市町の職員				
県の普及指導員				
指導農業士				
J A の営農指導員				
研修先の農業者				
近所の農業者				
家族				
その他 (具体的に)				

6. 報告対象期間における交流会への参加について（どちらかにチェックする。）

	参加した
	参加しなかった

（「参加した」にチェックした場合は以下も記載する。）

参加した回数	回
交流会の内容 (対象者、実施内容など)	

7. 計画達成に向けた今後の課題

--

添付書類

- 別添 1. 作業日誌の写し
2. 決算書及び所得証明書の写し（7月の報告の際のみ添付する。）
 3. 通帳及び帳簿の写し
 4. 農地及び主要な農業機械・施設の一覧及び契約書等の写し
(2回目以降の報告の際は既に提出している契約書の写しは省略することができる。)
 5. 青色申告決算書（農業経営基盤強化準備金を積み立てている場合）
- * 1 7月の報告の際のみ記入する。

第14号様式を次のように改める。

第14号様式（第16条関係）

住所等変更届

平成 年 月 日

四日市市長

氏名： 印

四日市市青年就農給付金給付規則第16条の規定に基づき、住所等変更届を提出します。

変更前	氏名
	住所
	電話番号
	その他
変更後	氏名
	住所
	電話番号
	その他

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の四日市市青年就農給付金給付規則の規定により実施している事業については、なお従前の例による。

(商工農水部農水振興課)